平成27年度市町村職員の給与・定員管理・勤務条件等の状況【概要】

平成27年12月28日高知県総務部市町村振興課

I 給与の状況

1 給与水準について

- ○県内市町村の、一般行政職の平均給料月額は310,677円(平均年齢41.6歳)となって おり、昨年と比べ、▲1,655円(平均年齢▲0.2歳)低くなっている。
- ○ラスパイレス指数については、平成27年4月1日現在で97.0となっている。

<詳細版P2~8>

〇平均給料月額

•市: 314,911円

(前年値 316,421円 対前年比▲1,510円 【全国平均 322,548円 ▲1,862円】)

• 町村: 302.365円

(前年値 304, 357円 対前年比▲1, 992円 【全国平均 309, 258円 ▲2, 311円】)

• 市町村: 310.677円

(前年値 312,332円 対前年比▲1,655円)

〇ラスパイレス指数

市: 97.9(前年値 98.2 対前年比▲0.3 【全国平均 98.7 対前年比+0.1】)
町村: 95.0(前年値 95.1 対前年比▲0.1 【全国平均 95.8 対前年比+0.2】)

・市町村:97.0 (前年値 97.2 対前年比▲0.2) ※ラスパイレス指数が100を上回る団体なし

2 技能労務職給料表について

- 〇平成27年4月1日現在、技能労務職員がいる26市町村のうち、国の行政職俸給表(二)に 準じた給料表を定めているのは、19団体となっている。
- 〇国の行政職俸給表(二)を適用されている職員とラスパイレス指数を試算し比較すると、 県全体で115.4となっている。

<詳細版P9~10>

〇給料表

国公行(二)に準じた給料表の団体:19団体 【H26年度:19団体】

〇ラスパイレス指数

市: 119.3 (前年値120.7 対前年比 ▲1.4)
町村: 108.1 (前年値108.9 対前年比 ▲0.8)
市町村: 115.4 (前年値116.9 対前年比 ▲1.5)

※技能労務職員がいない団体:8団体(田野町、馬路村、芸西村、大川村、梼原町、日高村、 津野町、四万十町)【H26年度:8団体】

3 勤務成績の評定等について

- 〇県内市町村において勤務評定(人事評価を含む)を実施又は試行している団体は、平成 26年度で30団体となっている。
- 〇そのうち、評価結果を昇給区分の決定に活用した団体は12団体、勤勉手当の成績率の決定に活用した団体は14団体となっている。

<詳細版P11~12>

〇勤務評定

・実施又は試行中:30団体 【H25年度:30団体】

〇昇給

・昇給区分の決定に評価結果を活用:12団体

(高知市、室戸市、奈半利町、安田町、北川村、芸西村、大豊町、土佐町、いの町、

中土佐町、佐川町、梼原町)

【H25年度:10団体】 【H25年度:24団体】

・全員一律の昇給:22団体

〇勤勉手当

・成績率の決定に評価結果を活用:14団体

(高知市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、芸西村、大豊町、土佐町、

いの町、中土佐町、佐川町、梼原町、黒潮町)

【H25年度:14団体】

全員一律の成績率で支給:20団体

【H25年度:20団体】

なお、平成28年4月1日に施行される地方公務員法改正により、人事評価を実施すること 及び人事評価結果を人材育成等の人事管理の基礎として活用し、昇給や勤勉手当へ反映して いくことが、より一層求められることになります。

Ⅱ 定員管理の状況

注:職員数については、平成27年の定員管理調査から教育長を含まない数となったため、平成26年以前の職員数も同様に教育長を含まない数に修正しています。

- 〇平成27年4月1日現在の県内市町村の職員数は、9,288人で前年と比べて37人の増加となっており、平成12年以来15年ぶりの増加に転じた。
- 〇各団体においては、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいる。

<詳細版P14~16>

OH27年職員数: 9,288人(前年值9,251人、対前年比+37人)

【平成に入り最多であったH12年職員数:11,625人】

〇主な増加理由

- ・高知市:定員管理計画に基づく必要職員数が不足しているための増加(対前年比+48人)
- ・企画開発部門:地方創生対応等のための増加(対前年比+12人)
- 防災部門:南海トラフ地震対策充実のための増加(対前年比+8人)
- ・観光部門:東部博、奥四万十博実施等のための増加(対前年比+8人)

Ⅲ 勤務条件の状況

- 〇県内市町村において、病気休暇の上限期間が国の「90日以内又は3月以内」を上回る団体は2団体となっている。
- 〇結核性疾患等の特例を設けている団体は27団体となっている。

<詳細版P17~22>

○病気休暇の上限期間

・国と同等の「90日以内又は3月以内」の団体:32団体

・国を上回る期間の団体 : 2団体【H26年:3団体】

<内訳>

150日以内又は5月以内:1団体(土佐清水市) 120日以内又は4月以内:1団体(大月町)

○結核性疾患等の特例

・特例を設けていない団体: 7団体

・特例を設けている団体 : 27団体【H26年: 27団体】

<内訳>

結核性疾患の特例のみを設けている団体 : 18団体 結核性疾患及びその他特定の疾患の特例を設けている団体: 9団体

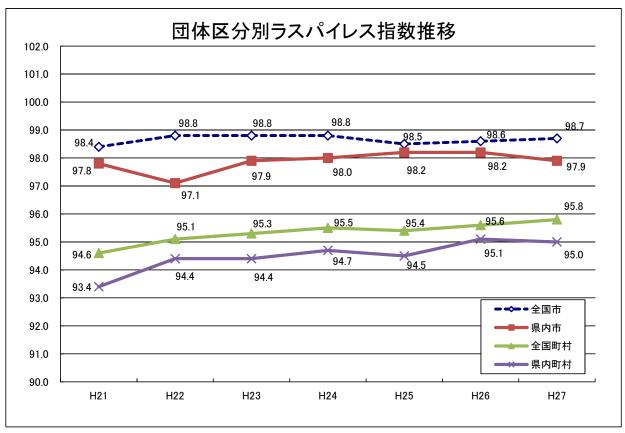
Ⅳ 福利厚生事業の状況

- ○平成26年度の職員互助会への公費支出額は174,682千円であり、平成16年度(※)に 比して360,040千円の減少(▲67.3%)となっている。
- 〇福利厚生事業の実施状況を公表している市町村は、平成27年9月30日現在で、23団体 となっている。

<詳細版P23~25>

〇県内市町村の職員互助会等への公費支出額

- ·H26年度決算 174,682千円、対16年度決算比▲67.3%【H16年度:534,722千円】
 - ※平成16年度末に総務省より示された『地方公共団体における行政改革の推進のための 新たな指針』により、平成17年以降、各市町村において福利厚生事業の見直しが行わ れた。
- 〇福利厚生事業を公表している市町村(H27.9.30現在): 23団体【H26年度: 24団体】



※H24、H25は国の給与減額措置の影響を加味しない数値です。

